

## ～決算・確定申告等の指導を受ける方へ～

**指導は「完全予約制」となります。先ずはお電話を！**

決算・確定申告の指導については、経営指導員等の職員が対応させていただきます。また、マイナンバー制度の導入等により作業が繁雑になるため、予約制を取らせて頂きます。

つきましては、下記の事項をご確認の上ご相談いただきますよう、お願い申し上げます。

●商工会では、申告期間中（所得税 2 月 16 日～3 月 14 日迄、消費税 3 月 28 日迄）商工会館にて、午前 9 時、10 時、11 時、13 時、14 時、15 時の 1 時間毎に、申告指導の予約受付（土日・祝祭日を除く）を致します。

●月別集計表にまとめて持参し、決算書及び確定申告書の作成指導をご希望される方は、申告期間中に、ご予約の上ご来場ください。

●貸借対照表を作成し、青色申告特別控除(55 万円)を受けられる方や、弥生等の会計ソフトを使って、ご自分で会計処理を行い最終の決算処理を商工会で行っている方は、1 月 22 日～2 月 9 日までの間に、ご予約の上ご来場をお願いいたします。

(商工会では電子申告は行えない為 65 万円控除を受ける方はご自身での申告となります)

●領収書等の帳票書類をお預かりし、コンピュータに入力して決算・確定申告をご希望の方は、別途記帳代行手数料が必要になります。

なお、ご希望される方は、1 月 26 日までに帳票書類をご持参ください。

**※国税庁では経費削減のため、商工会などの指導機関を通して申告された方々には、次年度以降の申告書用紙等の送付を行ってないとのことです。用紙が必要な方は商工会にお申し出下さい。**

商工会が指導できる決算・確定申告の範囲は、小規模納税者（前年の所得 400 万円以下）の申告所得税及び個人事業者の消費税に限る。（税理士法 第 50 条 第 1 項、他）と定められています。

譲渡所得や贈与・相続などの申告は、取り扱うことが出来ませんので、直接税務署にご相談ください。

お問合せ：我孫子市商工会 TEL04-7182-3131